

白山市内の建築物・公共土木工事等における木材利用方針

白 山 市
平成24年4月1日制定
令和6年2月1日一部改訂

1 目 的

木材は、調湿性に優れ、断熱性が高く、リラックス効果がある等、人にやさしい、心地よい素材であるとともに、再生可能な資源であり、長期間にわたって炭素の貯蔵が可能な資材である。その利用を住宅や公共建築物のみならず、中高層建築物を含めた建築物全体等において推進することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備を促し、森林のもつ多面的機能の持続的な発揮や地域経済の活性化に資するとともに、都市等における快適な生活空間の形成、脱炭素社会の実現にも貢献することが期待される。

平成22年10月1日、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」が施行され、市では、市内の公共建築物の整備及び公共土木工事^{注1}の施工等に際し、地域産材^{注2}をはじめとする木材の更なる利用促進を図るため、同法に基づいて「白山市内の公共建築物・公共土木工事等における木材利用方針」を定め、公共建築物等における木材の利用の促進に努めてきた。

このような中、木材の利用は、森林資源の循環利用を通じて、脱炭素社会の実現に貢献すること、また、耐震性能や防火・耐火性能等の技術革新により木材利用の可能性が広がってきたこと等を背景に法が改正され、令和3年10月1日から、木材の利用促進の対象が、公共建築物から建築物全体に拡大された。

市では、市内の建築物の整備及び公共土木工事の施工等に際し、地域産材をはじめとする木材の更なる利用促進を図るため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づいて本方針を定め、また必要に応じて、これを見直すこととする。

2 基本的事項

(1) 本方針における建築物とは、法第2条第1項で定める建築物である。

また、公共建築物とは、県、その他の地方公共団体、又は、国若しくは地方公共団体以外のものが整備する、法第2条第2項、法施行令（平成22年政令第203号）第1条及び「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）」第2の4（1）で定める建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

ア 地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物は、広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（保育所、老人

ホーム等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、公民館等)、公営住宅等の建築物のほか、地方公共団体の事務・事業の用に供される庁舎等が含まれる。

イ 国又は地方公共団体以外の者が整備するアに準ずる建築物

これらの建築物には、国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設(保育所、老人ホーム、福祉ホーム等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、青年の家等)、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所(併設される商業施設を除く。)の建築物が含まれる。

- (2) 市が実施する公共建築物の整備及び公共土木工事等に使用する際は、求められる性能等の条件により地域産材の供給が不可能な場合を除き、原則として地域産材を利用するものとする。
- (3) 市が実施する公共建築物の整備及び公共土木工事等に使用するために調達する木材のうち、「石川県グリーン購入調達方針^{注3)}」に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、すべてのものをグリーン調達方針に示された判断の基準を満たす木材とする。
- (4) 木材の利用にあたっては、建築材料としての利用はもとより、建築材料以外の備品等各種製品の原材料としての利用に努めるものとする。
- (5) 建築物を整備する者は、建築物における木材の利用の意義等についての理解を深めるとともに、その整備する建築物において積極的に地域産材をはじめとする木材を利用することについて検討するよう努めるものとする。
- (6) 林業従事者、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等にあっては、建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらのニーズに対応した品質の確かな木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

3 市が行う公共建築物の整備における地産材利用の推進

- (1) 市が整備する公共建築物のうち、建築基準法その他の法令等に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の建築物^{注4)}については、原則として全て木造^{注5)}とする。

また、市が整備する公共建築物のうち、低層の建築物でない建築物及び低層の建築物であり、建築基準法その他の法令等に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められているものについても、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、原則として全て木造とする。

なお、その際、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比

較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

さらに、建物高さ（低層、高層）や構造（木造、非木造）等にかかわらず、内装等の木質化^{注6)}を図ることが適切とされる部分については、内装等の木質化を促進するものとする。

なお、使用する木材は、求められる性能（強度等）等の条件により地域産材の利用が不可能な場合を除き、原則として地域産材を利用するものとする。

- (2) 市は、公共建築物の整備等に当たっては、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用に努めるものとする。
- (3) 市が整備する公共建築物において調達する椅子、机、ロッカー、書棚等の備品等については、地域産材をはじめとする木材を原料とした物品の利用に努めるものとする。
- (4) 市は、公共建築物の整備等に当たっては、木質バイオマス燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適正な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

4 市が行う公共土木工事における地域産材利用の推進

市が実施する公共土木工事等においては、自然環境や景観に配慮し、創意工夫のもと、間伐材をはじめとする地域産材を利用した工法の採用に努めるものとする。

ただし、地域産材の利用にあたっては、事業の内容や目的、施設の維持管理計画を考慮し、さらに所要の強度が要求される場合は、構造計算や安定計算等を行うなど、安全性などに十分配慮するものとする。

5 地域産材利用に対する市民理解の醸成の推進

市は、森林環境教育や木育等に加え、環境貢献度の「見える化」の取り組みを通じ、市内の森林資源を循環的に利用することの環境面からの意義や有効性、木材を住環境に利用することによる健康面での利点等について、市民への普及啓発に努めるものとする。

6 建築物及び公共土木工事等の用に供する木材の適切な供給の確保

- (1) 森林所有者や素材生産業者等林業従事者、木材製造業者その他の木材に生産に携わる者は、相互に連携し、森林施業の集約化に取り組むとともに、林内路網の整備、林業機械の導入等の林業の生産性向上や、ストックポイントを活用した直送販売等の流通の合理化、低コストの木材製品の製造の取り組み、国や県及び

その他地方公共団体等、公共土木工事等の用に供する間伐材等の安定供給に努めるものとする。

- (2) 市は、森林所有者や素材生産業者等林業従事者、木材製造業者その他の木材の生産に携わる者が、相互に連携し、品質の確かな木材製品の効率的・安定的な供給を行おうとする場合は、木材製品製造に資する施設・機械の整備等に対して、国の補助制度等を活用した支援に努めるものとする。
- (3) 市は、公共建築物の用に供する木材については、一定の品質を確保する観点から、木材製造業者等の日本農林規格の認定取得に対する支援に努めるものとする。

7 公共建築物及び公共土木工事等の用に供する木材の生産に関する技術の開発・普及

市及び木材製造業者その他の木材の生産に携わる者は、国や県及びその他地方公共団体等が整備する公共建築物や公共土木工事等の用に供する木材の品質・性能の向上や利用技術の開発及び普及に努めるものとする。

8 国・県及び木材製造関係者との連携

市は、国、県、地方公共団体以外の公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者及び木材の利用に努める設計者等と相互に連携し、地域産材をはじめとする木材の利用促進及び供給確保を図るように努めるものとする。

9 公共建築物及び公共土木工事等における地域産材の利用促進体制の推進

- (1) 市は、林業・木材産業の活性化と健全な森林整備を促進するために公共建築物及び公共土木工事等における地域産材の利用の促進を効果的に図っていくため、各部局間の連絡調整等を行うものとする。
- (2) 本方針に伴う木材利用施設管理者は、地域産材利用促進についての理解をいただけるよう、普及促進PR（HP掲載、関係機関における連携）を行うものとする。

附 則

本方針は、平成24年4月1日から適用する。

一部改正 令和6年2月1日

注1) 公共土木工事

土木施設全般（土木施設、安全施設、公園施設等）

注2) 地域産材

市産材を中心とした県産材

注3) 石川県グリーン購入調達方針

国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年5月31日 法律第100号)に定める第10条第1項の規定に基づき、事業者としての石川県が率先してグリーン購入を推進するために必要な事項を定めたもの。

注4) 低層の建築物

高さ13m以下かつ軒下9m以下で延べ面積が3,000㎡以下の建築物。
ただし、建築基準法における規制の見直し等に係る公共建築物については、この限りではない。

過去に整備した例として、周辺環境や目的に合わせて木造化を推進

その他にも木造化が行いやすい施設

- ・公園、道路等の外構施設(四阿、パーゴラ、トイレ等)

注5) 原則として全て木造

原則木造化の例外として、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設等、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される建築物については例外とする。

ただし、この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の当該機能等を求められない建築物については木造化を促進する対象とする。

なお、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その文化的価値を損なうことのないよう判断するものとする。

注6) 内装等の木質化

建築基準法その他の法令に基づき、不燃材料など防火上支障のない仕上げ材が求められない建築物の外壁、内装及び天井等の仕上げ材に木材を利用すること。

過去に整備した例として

- ・美川中学校、河内小学校、東明小学校 など